

## 4 福島県市町村振興基金融通検査要領

昭和40年7月 5日決定

最終改正 平成30年6月13日

### (実地検査の目的)

**第1条** 福島県市町村振興基金融通先実地検査（以下「実地検査」という。）は、福島県市町村振興基金（以下「資金」という。）の融通先団体の財政及び経理の実情、資金を融通した事業の実施状況並びに資金の使用の状況を把握し、もって資金の効率的な運用を図ることを目的とする。

### (実地検査計画)

**第2条** 実地検査は、貸付日の属する年度の翌年度に行うものとする。

2 市町村財政課長は、毎年4月末日までに、当該年度の実地検査計画を地方振興局長と協議したうえで作成しなければならない。

### (実地検査機関)

**第3条** 地方振興局長は、前条第2項の規定による実地検査計画に基づき、当該年度中に実地検査を行わなければならない。

2 市町村財政課長は、特に必要があると認める団体について、実地検査を行うことができる。

### (実地検査の通知)

**第4条** 市町村財政課長又は地方振興局長は、実地検査を行おうとするときは、その期日の7日前までに該当団体の長に通知し、所定の帳簿書類を整備させておかなければならない。

### (実地検査の内容)

**第5条** 実地検査は、おおむね次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 資金の使用状況
- (2) 事業の成績
- (3) 償還の確否
- (4) 経理方法の適否
- (5) 財政状況

### (実地検査の方法)

**第6条** 実地検査は、当該団体の帳簿、証拠書類その他の書類について行うものとする。ただし、事業の施行状況を検査する必要があるときは、当該事業の現場において行うことができる。

**(実地検査職員の留意点)**

**第7条** 実地検査を命ぜられた職員（以下「実地検査職員」という。）は、あらかじめ当該団体に関し、次の各号に掲げる事項を了知しておかなければならない。

- (1) 既融通資金の現在高、用途及び融通年月日並びに償還の実績及び計画
- (2) 元利償還金延滞の回数、金額及び延滞を生じた理由
- (3) 最近の財政及び経理に関する概況
- (4) 事業又は財政に関する紛争又は不正事実の有無
- (5) 前回の実地検査の成績
- (6) その他必要と認められる事項

**(検査結果の報告)**

**第8条** 実地検査職員は、実地検査終了後2週間以内に、その結果を地方振興局長（第3条第2項による場合にあつては市町村財政課長）に報告しなければならない。

2 地方振興局長は、実地検査の結果の報告を受けたときは、その結果について意見を付して、一週間以内に市町村財政課長に当該結果を報告しなければならない。

**(措置事項)**

**第9条** 市町村財政課長は、前条の規定により検査結果の報告を受けた場合において、当該結果に基づき資金の使用に関する不備不当事項の善後措置又は償還の確保の措置をとる必要があると認めるときは、当該措置の内容を決定し、地方振興局長を経て、当該融通先団体の長に通知しなければならない。

**(検査結果整理簿)**

**第10条** 市町村財政課長は、実地検査結果整理簿を備え、所要の事項を整理しておかなければならない。

**(その他)**

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。